

令和4年定例会
予算決算常任委員会
戦略企画雇用経済分科会
説明資料

◎議案補充説明

- ・議案第4号 令和3年度三重県一般会計補正予算（第18号）
- ・議案第56号 令和3年度三重県一般会計補正予算（第19号） . . . 1

令和4年2月24日

雇用経済部

- ・議案第4号 令和3年度三重県一般会計補正予算（第18号）
- ・議案第56号 令和3年度三重県一般会計補正予算（第19号）

○ 令和3年度三重県一般会計補正予算（第18号及び第19号）総括表

(金額単位：千円)

| 区 分 | 補正前の額 | 補正額 (第18号) | 補正額 (第19号) | 補正後の 予算額 |
|-------------------|------------|---------------|---------------|-------------|
| 一般会計 | 75,348,202 | 11,836,823 | 8,805,676 | 95,990,701 |
| うち 雇用経済部予算 | 75,247,478 | 11,836,823 | 8,805,676 | 95,889,977 |
| うち 労働委員会予算 | 100,724 | 0 | 0 | 100,724 |
| 労働費 | 1,502,426 | 0 | 0 | 1,502,426 |
| うち 労働委員会予算 | 100,724 | 0 | 0 | 100,724 |
| 商工費 | 72,354,538 | 11,836,823 | 8,805,676 | 92,997,037 |
| うち 観光局関係予算 | 10,314,819 | 11,836,823 | 0 | 22,151,642 |
| 土木費（四日市港 関係諸費） | 1,491,238 | 0 | 0 | 1,491,238 |

○ 令和3年度三重県一般会計補正予算（第18号）項目一覧

(金額単位：千円)

| 項 目 | 細事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の 予算額 | 説 明 |
|------|-----------------------|-----------|------------|-------------|---|
| 商工業費 | 新産業振興費 地域観光産業支援事業費 | 3,778,196 | 11,836,823 | 15,615,019 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、危機的状況にある県内観光関連産業を支援するため、国の地域観光事業支援制度を活用した事業の実施に必要な経費の増額。 |

○ 令和3年度三重県一般会計補正予算（第19号）項目一覧

(金額単位：千円)

| 項 目 | 細事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の 予算額 | 説 明 |
|------|-------------------------------|------------|-----------|-------------|--|
| 商工業費 | 新産業振興費 新型コロナウイルス感染症時短要請協力金 | 43,891,840 | 6,495,368 | 50,387,208 | 三重県まん延防止等重点措置の延長に伴う協力金の増額。 |
| | 三重県地域経済復活支援金 | 0 | 2,310,308 | 2,310,308 | まん延防止等重点措置等の影響を受けている中小法人・個人事業者等に対する支援金の計上。 |

○ 繰越明許費

・追加 令和3年度三重県一般会計補正予算（第18号）分

（金額単位：千円）

| 科目・事業名（細事業名） | | 金額 |
|--------------|------------------------|------------|
| 一般会計 | | 11,836,823 |
| | （款）商工費 | 11,836,823 |
| | （項）商工業費 | 11,836,823 |
| | 国内誘客推進事業費（地域観光産業支援事業費） | 11,836,823 |

・追加 令和3年度三重県一般会計補正予算（第19号）分

（金額単位：千円）

| 科目・事業名（細事業名） | | 金額 |
|--------------|---------------------------|-----------|
| 一般会計 | | 2,310,308 |
| | （款）商工費 | 2,310,308 |
| | （項）商工業費 | 2,310,308 |
| | 飲食店等事業継続支援金（三重県地域経済復活支援金） | 2,310,308 |

・変更 令和3年度三重県一般会計補正予算（第19号）分

（金額単位：千円）

| 科目・事業名（細事業名） | | 補正前 | 補正後 |
|--------------|--|-----------|------------|
| 一般会計 | | 7,270,521 | 13,765,889 |
| | （款）商工費 | 7,270,521 | 13,765,889 |
| | （項）商工業費 | 7,270,521 | 13,765,889 |
| | 新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金 （新型コロナウイルス感染症時短要請協力金） | 7,270,521 | 13,765,889 |

(1) 地域観光産業支援事業費

国の「地域観光事業支援」制度を活用し、県内での旅行需要の喚起や観光地での消費促進を目的とした旅行割引、地域共通クーポンの発行を実施し、感染症の拡大により長期的な影響を受ける県内観光関連事業者を支援します。

1. 事業概要

(令和3年11月19日観光庁発表内容)

「新たなGoToトラベル事業」として、GW後から都道府県による事業を実施

割引率

上限20%

割引額

〔宿泊旅行〕

上限8,000円(交通付商品)

上限5,000円(交通付商品以外)

〔日帰り旅行〕

上限2,000円

クーポン券

上限3,000円

(2) 三重県飲食店時短要請等協力金にかかる対象期間等の延長

「三重県まん延防止等重点措置」に基づく飲食店等の営業時間の短縮等(以下、「時短営業等」という。)の協力要請に全面的にご協力いただいた事業者に対して、三重県飲食店時短要請等協力金(以下、「協力金」という。)を支給します。

今般、「三重県まん延防止等重点措置」の措置実施期間が令和4年3月6日(日)まで延長されたことに伴い、協力金の対象期間及び早期支給の申請期限を延長します。

なお、協力要請内容、支給要件、及び協力金支給日額等に関する変更点はありません。

1. 変更点

(1) 対象期間

変更前： 令和4年1月21日(金)から(東紀州地域は1月31日(月)から)
令和4年2月13日(日)まで

変更後： 令和4年1月21日(金)から(東紀州地域は1月31日(月)から)
令和4年3月6日(日)まで

(2) 早期支給制度の申請期限

変更前： 令和4年2月7日(月)まで

変更後： 令和4年2月18日(金)まで

2 参 考

(1) 協力要請内容

- 対象区域：1月30日（日）まで 東紀州地域を除く12市12町
1月31日（月）以降 県内全域
- 要請内容：20時までの時短営業等、酒類の提供不可
「みえ安心おもてなし施設認証制度」（あんしん みえリア）認証店
については、緩和措置（21時までの時短営業等、酒類の提供可）
を選択可能

(2) 主な支給要件

- 要請期間中、対象地域内の全店舗で時短営業等に全面的に協力すること
- 令和4年1月20日（東紀州地域は1月30日）以前から、食品衛生法上の有効な許可を取得し、かつ要請期間の全てを通して有効であること
- 令和4年1月7日時点で通常の営業終了時刻が20時を越えていること
（認証店が時短営業等を21時までとする場合は、21時を越えていること）
- 同一グループの同一テーブルでの利用を原則4人以下とすること

(3) 協力金支給日額

①「みえ安心おもてなし施設認証制度」（あんしん みえリア）認証店

(ア) 21時までの時短営業等、酒類の提供可

【中小企業】

令和3年又は2年の1～3月の1日当たり売上高に応じて、2.5～7.5万円/日

【大企業】

令和3年又は2年の1～3月からの1日当たり売上高減少額の4割

- ※上限額は、20万円 又は 令和3年若しくは令和2年1月～3月の1日当たり
売上高×0.3のいずれか低い額
- ※中小企業においてもこの方式を選択可

(イ) 20時までの時短営業等、酒類の提供不可

【中小企業】

令和3年又は2年の1～3月の1日当たり売上高に応じて、3～10万円/日

【大企業】

令和3年又は2年の1～3月からの1日当たり売上高減少額の4割

- ※上限額は、20万円
- ※中小企業においてもこの方式を選択可

②非認証店

20時までの時短営業等、酒類の提供不可

【中小企業】

令和3年又は2年の1～3月の1日当たり売上高に応じて、3～10万円/日

【大企業】

令和3年又は2年の1～3月からの1日当たり売上高減少額の4割

- ※上限額は、20万円
- ※中小企業においてもこの方式を選択可

(3) 三重県地域経済復活支援金

まん延防止等重点措置に伴う経済活動の停滞等の影響により、県内の幅広い業種の事業者の経営状況が一段と厳しさを増しています。

地域経済の衰退を防ぐとともに、厳しい状況にある県内の中小法人・個人事業者等の事業継続・事業回復を支援するため、「三重県地域経済復活支援金」を創設します。

なお、本支援金は、国の事業復活支援金（※）との併給が可能です。

※ 新型コロナの影響を受けて、令和3（2021）年11月～令和4（2022）年3月のいずれかの月の売上が30%以上減少した中小法人等、個人事業者等に対する国の支援金

1 対象事業者

まん延防止等重点措置に伴う経済活動の停滞等による影響を受けた、三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者等

2 主な支給要件

令和4（2022）年1月～3月のいずれかの月の売上が、前年（2021年）、前々年（2020年）又は、前々前年（2019年）同月と比較して30%以上減少していること

3 支給金額

(1) 上限額

中小法人等30万円、個人事業者等15万円

(2) 算出式

支給額＝〔（比較年の1～3月の売上合計）－対象月（※1）の売上×3〕－
国の事業復活支援金の受給額×3／5（※2）

※1 令和4（2022）年1月～3月のいずれかの月で比較年の同月比で売上が30%以上減少した月

※2 国の事業復活支援金を受給した場合

4 申請手続

令和4（2022）年3月上旬に申請要項を公表し、申請受付を開始します。

5 その他

○国の「事業復活支援金」を併せて利用できます。

○令和4（2022）年1～3月に実施する三重県飲食店時短要請等協力金との併給はできません。ただし、同年1～3月のいずれかの月の飲食店時短要請等協力金の受給（見込）額が「3 支給金額」に1/3を乗じた額を下回る場合、該当月ごとにその差額を支給します。